

改正

昭和36年12月14日条例第398号

昭和37年11月29日条例第434号

昭和38年9月30日条例第27号

昭和40年11月1日条例第23号

昭和41年1月10日条例第1号

昭和41年4月1日条例第8号

昭和44年9月1日条例第26号

昭和48年6月1日条例第33号

昭和49年12月21日条例第47号

昭和52年6月4日条例第22号

昭和60年3月18日条例第2号

昭和62年2月25日条例第8号

平成4年3月31日条例第13号

平成8年3月29日条例第15号

平成12年3月31日条例第14号

平成14年3月29日条例第19号

平成15年10月30日条例第26号

平成25年3月29日条例第29号

平成25年3月29日条例第32号

平成25年3月29日条例第42号

平成25年3月29日条例第43号

平成25年9月30日条例第55号

平成26年1月7日条例第9号

平成26年3月31日条例第12号

平成27年3月31日条例第4号

平成27年3月31日条例第6号

平成27年3月31日条例第8号

平成27年8月7日条例第30号

執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項（附属機関の設置）に基づき、本市に設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例で定めるものを除くほか、別表のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、執行機関が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年12月14日条例第398号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和37年11月29日条例第434号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年9月30日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年11月1日条例第23号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(以下省略)

附 則（昭和41年1月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年9月1日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年6月1日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年12月21日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月4日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年3月18日条例第2号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年2月25日条例第8号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月31日条例第13号）

この条例は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第15号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成14年3月29日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成15年10月30日条例第26号）

この条例は、平成15年11月20日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第29号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第32号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第42号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第43号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 9 月30日条例第55号）

この条例は、平成25年10月 1 日から施行する。

附 則（平成26年 1 月 7 日条例第 9 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

（以下省略）

附 則（平成26年 3 月31日条例第12号）

この条例は、平成26年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第 4 号）

この条例は、平成27年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第 6 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 3 月31日条例第 8 号）

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 8 月 7 日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第 2 条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担当事務
市長	吹田市住宅審議会	市営住宅の建設及び管理に関する事項、住宅施策に関する重要事項等についての調査審議に関する事務
	吹田市市税審議会	市税の賦課徴収についての調査審議に関する事務
	吹田市下水道事業 受益者負担金審査 委員会	都市計画下水道事業受益者負担金の減免基準についての調査審議に関する事項
	吹田市総合計画審 議会	市の総合計画審議に関する事務
	吹田市特別職報酬	市特別職の報酬等の額についての審議に関する事務

等審議会	
吹田市青少年問題協議会	青少年問題の総合的施策の樹立についての調査審議及びその施策を実施するために必要な関係行政機関相互の連絡調整に関する事務
吹田市医療審議会	医療関係諸問題についての調査審議に関する事項
吹田市立総合福祉会館及び吹田市立保健センター運営審議会	総合福祉会館及び保健センターの運営についての審議に関する事項
吹田市福祉審議会	社会福祉に係る重要な事項についての調査審議に関する事項
吹田市水道事業経営審議会	水道事業経営についての調査審議に関する事項
吹田市地元企業等共同研究開発事業認定審査会	地元企業等共同研究開発事業の補助の対象となる事業の認定についての審議に関する事項
J O Bナビすいた運営業務委託事業者選定委員会	J O Bナビすいた運営業務を委託する事業者の選定に関する事項
吹田市公害診療報酬審査委員会	公害診療報酬についての審査に関する事項
吹田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進についての調査審議に関する事項
吹田市介護保険施設等選定委員会	介護保険施設等の選定についての審議に関する事項
吹田市障がい者福祉策推進委員会	障害者の福祉施策に係る計画の策定その他障害者の福祉施策の推進についての調査審議に関する事項
吹田市予防接種健康被害調査委員会	予防接種に起因する健康被害についての調査審議に関する事項

	吹田市営住宅民間 資金等活用事業者 選定等委員会	民間資金等の活用による市営住宅の整備に係る実施方 針の策定並びに事業及び事業者の選定についての調査 審議に関する事項
	吹田市適正職務等 第三者審査委員会	一般職の職員の法令等に違反する疑いのある行為並び に分限処分及び懲戒処分についての調査審議に関する 事項
	吹田市入札等監視 委員会	入札及び契約についての調査審議に関する事項
	吹田市民営化保育 所移管先選定委員 会	民営化する吹田市立保育所の移管先の選定についての 審議に関する事項
	吹田市立総合福祉 会館生活介護施設 運営業務委託事業 者選定委員会	総合福祉会館生活介護施設運営業務を委託する事業者 の選定についての審議に関する事項
	吹田市地域包括支 援センター運営業 務委託事業者選定 委員会	地域包括支援センター運営業務を委託する事業者の選 定についての審議に関する事項
教育委員会	吹田市義務教育諸 学校教科用図書選 定委員会	義務教育諸学校の教科用図書の選定についての調査審 議に関する事項
	吹田市小学校給食 調理等業務委託事 業者選定委員会	小学校給食調理等業務を委託する事業者の選定につい ての審議に関する事項
	吹田市立図書館窓 口等業務委託事業 者選定委員会	図書館窓口等業務を委託する事業者の選定についての 審議に関する事項
	吹田市立子育て青	青少年交流活動支援業務を委託する事業者の選定につ

	少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ 青少年交流活動支援業務委託事業者 選定委員会	についての審議に関する事項
--	---	---------------